

# 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※函南町処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

(あて先) <b>函南町長</b> 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	この届出に係る連絡先 係 氏名 電話	特別徴収義務者 指定番号
		フリガナ 名称		受給者番号
		代表者の 職氏名		整理番号
		法人番号又は 個人番号		

A欄

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
フリガナ 氏名	旧姓	円	月分 から	円	円	令和 年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 注1 ( )	1. 特別徴収継続 → (C欄記入) 2. 一括徴収 (5月分までまとめて徴収) → (B欄記入) 3. 普通徴収 (残額を個人で納付) → (B欄「一括徴収できない理由」記入)
生年月日	昭和・平成 年 月 日		月分 まで					
個人番号								
1月1日 現在の 住所	〒 函南町							
現在の 住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒							

※個人事業主の場合は、「法人番号又は個人番号」欄に個人番号を左側1文字空けて記載してください。ただし転勤の場合は記載せず、新勤務先へ送付願います。

注1：異動の事由欄で「6. その他」となる場合は、以下の記号a～eの5項目より選択し、( )内に必ず記入してください。  
 a. 総受給者が2名以下 d. 給与の支払が不定期  
 b. 他の事業所で特別徴収 e. 事業専従者  
 c. 給与から税額が引ききれない

## ●一括徴収の届出書

B欄

一括徴収の理由	徴収予定		一括徴収した税額は 月分 (納期限 月 日) と合わせて納入 します
1. 異動が12月31日以前で 本人から申出有(注1)	徴収予定日	徴収予定額 円	
令和 年 月 日申出		円	
2. 令和 年1月1日以降 に退職(注2)			
一括徴収できない理由	1. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。 2. その他 ( )		

(注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします。(退職後国外へ転出する場合は一括徴収をお願いします。)  
 (注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

## ●転勤等による特別徴収届出書 (転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)

C欄

月割額 円を	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収義務者 指定番号 (新規)	係 氏名 電話	この届出に係る連絡先	新規の場合 (新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合) 指定番号の 事前連絡 要・不要 納入書 要・不要	
月分 から徴収 し納入する。		フリガナ 名称					
		代表者の 職氏名					
		法人番号 (法人の場合)					
給与支払方法及びその期日 ※							

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、新勤務先に回付願います。ただし「給与所得者」欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で給与所得者本人から番号の提供を受け記載してください。新勤務先では、C欄を記入し、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませたうえで、函南町役場税務課あてに送付してください。

◎送付先 〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井717番地の13  
 函南町役場税務課 (電話 055-979-8109)

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

「指定番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

# 異動届出書の書き方

(普通徴収に切替する)

## 普通徴収に切替え——年税額の残額を個人で納付する方法

例 …………… 令和4年10月31日退職の場合

記載例	年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
	6,200円	700円	500円										

(ア) 既に払込額 徴収済額(イ)2,700円  
 今回納付する金額  
 未徴収税額(ウ)3,500円  
 [普通徴収に切替える額]

A欄	給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	フリガナ	カナミ タロウ	円		円	円	令和	1. 退職	1. 特別徴収継続 → (C欄記入)
	氏名	函南 太郎	6,200	6 月分	2,700	3,500	4 年	2. 転勤	2. 一括徴収 (5月分までまとめて徴収) → (B欄記入)
	生年月日	昭和 平成 62 年 10 月 20 日		10 月分			10 月	3. 休職	3. 普通徴収 (残額を個人で納付) → (B欄「一括徴収できない理由」記入)
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2					31 日	4. 長期欠勤	
	1月1日の現在の住所	〒419-0107 函南町平井717-13						5. 死亡	
現在の住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 同上						6. その他 注1 ( )		

退職等で転出・転居し、住所が変わる場合も必ず記入してください。

令和 5 年 1 月 1 日以降の退職で一括徴収できない場合はB欄の「一括徴収できない理由」欄を記入してください。

### ●一括徴収の届出書

B欄	一括徴収の理由		徴収予定		一括徴収した税額は
	1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注1)	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 [上記(ウ)と同額]	
	令和 年 月 日申出		円	円	〔納期限〕 月 日 と合わせて納入します
	2. 令和 年 1 月 1 日以降に退職(注2)				
一括徴収できない理由		1. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。 2. その他 ( )			

●異動届出書は、異動があった日の月末までに提出してください。

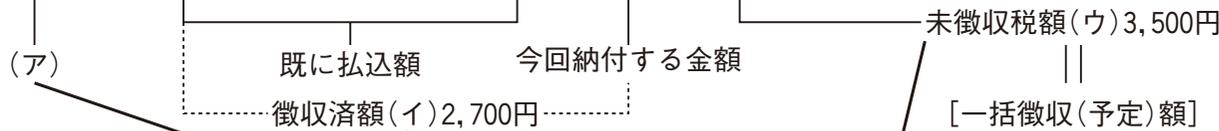
# 異動届出書の書き方

(一括徴収する)

## 一括徴収——年税額の残額を一括徴収で納付する方法

例 …………… 令和4年10月31日退職の場合

記載例	年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
	6,200円	700円	500円										



給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	カンナミ タロウ	旧姓	6,200 円	6 月分 から  10 月分 まで	2,700 円	3,500 円	令和 4 年 10 月 31 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 注1( )	1. 特別徴収継続 → (C欄記入) 2. 一括徴収 (5月分までまとめて徴収) → (B欄記入) 3. 普通徴収 (残額を個人で納付) → (B欄「一括徴収できない理由」記入)
氏名	函南 太郎								
生年月日	昭和 平成 62年 10月 20日								
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2								
1月1日現在の住所	〒419-0107 函南町平井717-13								
現在の住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 同上								

### ●一括徴収の届出書

一括徴収の理由	徴収予定			一括徴収した税額は
	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 [上記(ウ)と同額]	
1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注1) 令和4年10月15日申出	10月31日	3,500円	3,500 円	11 月分  (納期限 12月10日) と合わせて納入 します
2. 令和5年1月1日以降に退職(注2)				
一括徴収できない理由	1. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。 2. その他( )			

※令和5年1月1日から4月30日までに退職する人については本人の希望にかかわらず一括徴収して納めることが義務付けられています。

# 異動届出書の書き方

(事業所を変更する)

## 転勤——徴収する事業所を変更して特別徴収を継続する方法

例 …………… 令和4年10月31日付で転勤の場合

- 1 A欄を前勤務先で記入して、郵送又は転勤者本人が持参する等により新勤務先へ回付してください。ただし、「給与所得者」欄の「個人番号」は前勤務先では記載せず、新勤務先で給与所得者本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合は「給与支払者」欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先へ送付願います。
  - 2 新勤務先では、C欄を記入して、函南町へ送付してください。
- ※ 系列会社以外でも新勤務先が特別徴収を行っている場合には転勤扱いにしてください。

記載例

給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
A欄	フリガナ	カンナミ タロウ	円	6	円	円	令和	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 注1( )	1. 特別徴収継続 → (C欄記入) 2. 一括徴収 (5月分までまとめて徴収) → (B欄記入) 3. 普通徴収 (残額を個人で納付) → (B欄「一括徴収できない理由」記入)
	氏名	函南 太郎							
	生年月日	昭和 平成 62 年 10 月 20 日							
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2							
	1月1日現在の住所	〒419-0107 函南町平井717-13							
現在の住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 同上	10	2,700	3,500	4	10	31		

前勤務先での徴収(予定)額

新勤務先での徴収(予定)額

C欄	月割額	500	円を	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒419-0107 函南町平井717-13	特別徴収義務者 指 定 番 号	912345 (新規)	
	11	月分 から 徴収 し 納 入 す る。	新勤務先で徴収開始(予定)月		フリガナ	カンナミショウジ	この届 出に係 る連絡 先	係	経理部
					名称	株式会社 函南商事		氏名	静岡 花子
					代表者の 職氏名印	静岡 一郎		電話	055- 979-8109
	給与支払方法及びその期日	※	新勤務先での徴収(予定)額を徴収月数で割った金額		法人番号 (法人の場合)				

新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合は「特別徴収義務者指定番号」欄の新規を○で囲んでください。

割った金額に100円未満の端数が出る場合は、最初の月に端数を集め、次の月からは100円単位とします。